


所管部課	市民部産業振興課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市民農園条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央西市民農園、立野市民農園の廃止（令和2年4月1日）に伴う、名称、位置の削除。</li> <li>・奈良橋市民農園（令和2年3月1日）の開設に伴う、名称、位置、区画、使用料を定める。</li> <li>・第10条第2号の文言整理</li> </ul>					
(1) 改正内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第1の中央西市民農園及び立野市民農園の名称、位置の削除。</li> <li>・別表第1に奈良橋市民農園の名称、位置の追加。</li> <li>・別表第2の中央西市民農園及び立野市民農園の名称の削除。</li> <li>・別表第2に奈良橋市民農園の名称の追加。</li> <li>・第10条第2号中「、この」を「若しくはこの」に、「又は」を「の規定に違反し、又は」に改める。</li> </ul>					
(2) 影響及び効果					
2園の廃止による市民農園の減少について、新たに開設することにより補うことができる。					
(3) 主な今後の予定					
令和2年1月 奈良橋市民農園整備工事開始					
令和2年2月 奈良橋市民農園利用者募集					
令和2年3月 奈良橋市民農園利用開始					
(4) 施行日					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園の廃止については、令和2年4月1日</li> <li>・市民農園の開設については、令和2年3月1日</li> </ul>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
条例の案文は、文書課において審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和元年第4回東大和市民議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。